

帯広市食育推進条例

十勝・帯広は、日高山脈や大雪山系などに囲まれ、十勝川水系の清流や国内有数の日照時間など、恵まれた自然環境を有する地域である。明治16年の晩成社の入植以来、先人たちのたゆまぬ努力により、広大な原野に豊かな耕地が開かれ、今日では国内有数の食料基地にまで発展してきており、私たちはこの地で生産される安全で良質な農畜産物を生活に取り入れながら、豊かな暮らしを営んできた。

「食」は、生命の源であり、健全な食生活は、健康で心豊かな生活を送る上での基礎となるものである。しかしながら、近年、社会経済情勢や人々の生活スタイルが大きく変化し、時間的・精神的・経済的にゆとりのない生活を送る中で、私たちは「食」の大切さを忘れてしまいがちである。それに伴い、不健全な食生活による生活習慣病等の増加をはじめ、大量の食品廃棄物の発生や家庭等における食の伝承力の低下、産地や安全性などにこだわらず食材等を選択する人がいるなど、様々な問題が生じてきている。

こうした状況の中、市民一人ひとりが、今一度「食」の大切さを見直し、「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を身につけるとともに、我が国を代表する食料基地に住む私たちが、十勝・帯広産の安全で良質な農畜産物に誇りを持ち、積極的に消費していく必要がある。

ここに、食育に関する基本理念を明らかにし、豊かな自然と食に恵まれ、食や農業などの資源を最大限に生かしたまちづくりを進めているこの帯広市において、すべての市民が一丸となって「食育」に関する取組を推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食育の推進に関する基本理念を定め、市、市議会、市民、教育関係者等、保健医療関係者等、農業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市議会及び市民等が一丸となって、食育に関する取組を推進し、もって市民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 教育関係者等 教育及び保育に関する職務に従事する者並びに教育及び保育に関する団体をいう。

- (3) 保健医療関係者等 保健、医療（歯科医療を含む。以下同じ。）及び介護その他の社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する職務に従事する者並びに保健医療等に関する団体をいう。
- (4) 農業者等 農業を営む者及び農業に関する団体をいう。
- (5) 食品関連事業者等 食品関連の事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

（基本理念）

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康の増進及び豊かな人間形成に資することを基本として行われなければならない。

2 食育は、日常の食生活が自然の恩恵及び食に関わる様々な人々の活動に支えられていることへの認識や感謝の気持ちを育むことに加え、生産から消費に至るまでの「食の循環」が、環境に与える影響に関する理解を深めることにより、食品廃棄物の削減等、市民の環境に配慮した食生活等の実現に資することを基本として行われなければならない。

3 食育は、食に関する多様な体験機会の提供のほか様々な活動を展開し、十勝・帯広の農畜産物及び食文化等に対する市民の関心及び理解を深めることにより、地産地消及び食文化の継承に資することを基本として行われなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施するものとする。

2 市は、市民に対して食育に関する施策の普及啓発に取り組み、市民の理解を得るよう努めるものとする。

3 市は、市議会、市民、教育関係者等、保健医療関係者等、農業者等及び食品関連事業者等との協働により、食育の推進に取り組むよう努めるものとする。

（市議会の役割）

第5条 市議会は、基本理念にのっとり、市の食育に関する施策が効果的に推進されるよう、施策の実施状況の確認等に努めるとともに、市及び他のものが実施する食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、食に関する理解を深め、適切な判断力を養うことで、健全な食生活の実現に努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 保護者は、食生活の中で、子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、子どもたちに必要な教育等を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第7条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、食に関するあらゆる機会及び場所を利用して、子どもたちの食に関する関心及び理解を深めるよう努めるとともに、他のものが実施する食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者等の役割)

第8条 保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、食に関するあらゆる機会及び場所を利用して、市民の食に関する関心及び理解を深めるよう努めるとともに、他のものが実施する食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(農業者等の役割)

第9条 農業者等は、基本理念にのっとり、農業に関する情報及び体験機会を積極的に提供し、自然の恩恵や食を生産する仕事の重要性について、市民の理解を深めるよう努めるとともに、他のものが実施する食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第10条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、安全性の高い食品の提供及び食に関する幅広い情報提供に努めるとともに、他のものが実施する食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 施策の基本となる事項

(家庭における食育の推進)

第11条 市は、家庭における食育の推進のため、食に関する知識の普及及び情報の提供等により、市民の健全で環境にやさしい食生活の実践が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第12条 市は、学校、保育所等における効果的な食育の推進を図るため、食に関する指導内容及び食に関する多様な体験機会の充実等により、子どもたちの食に関する関心及び理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進)

第13条 市は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の相互理解が進み、食や生産者への感謝の気持ちが深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第14条 市は、十勝・帯広で生産された農畜産物の学校、保育所等における利用を促進するとともに、地域内における積極的な消費が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承の促進)

第15条 市は、十勝・帯広の特色ある食文化が引き継がれていくよう必要な施策を講ずるものとする。

第3章 推進体制等

(食育推進計画)

第16条 市は、食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、食育基本法（平成17年法律第63号）の規定により、帯広市食育推進計画を策定するものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、食育の推進のために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。